

第3節 大気環境の保全

第1 排出の抑制

窒素酸化物対策

工場・事業場の規制・指導

窒素酸化物の排出量を抑制するため、工場・事業場に対して、大気汚染防止法や「固定型内燃機関等に係る窒素酸化物削減指導要綱」等に基づく届出の審査や立入検査等を行い(2-3-1表)、窒素酸化物排出基準や総量規制基準の遵守徹底及び排出量の削減指導等を行いました。また、大規模な工場・事業場については、大気汚染発生源常時監視システムにより窒素酸化物の排出量等の監視を行いました。

2-3-1表 固定発生源に係る窒素酸化物対策

発生源規模	対 策	
大規模発生源	総量規制基準等の遵守徹底 発生源常時監視システムの運用等	窒素酸化物削減指導 燃料良質化の指導
中小発生源	省エネルギー対策の推進等	固定型内燃機関等に係る削減指導
群小発生源	地域冷暖房システムの導入促進等	低NO _x 機器の普及促進等

地域冷暖房システムの導入促進

業務用建築物が集中し又は集中する見込みがある地域における窒素酸化物の排出量を抑制するため、「地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱」に基づき、地域冷暖房システムの適正な導入について指導しました。

光化学オキシダント対策

炭化水素類排出抑制対策の推進

光化学スモッグ発生の原因物質のひとつである炭化水素類の排出を抑制するため、工場・事業場に対して、生活環境保全条例に基づく届出の審査や立入検査等により規制基準の遵守指導を行いました。

光化学スモッグ緊急時措置

光化学スモッグ注意報等の発令時(緊急時等)における窒素酸化物の排出量を削減するため、「オキシダント緊急時(光化学スモッグ)対策実施要領」に基づき、緊急時対象工場(193工場)に対し、窒素酸化物排出量等の削減の要請を行うとともに、自動車の使用者に対して自動車の運行の自粛要請を行いました。緊急時対象工場については、緊急時等に実施した削減措置に関する報告書の提出を受け、大気汚染発生源監視システム及び立入検査とあわせて発令時の削減措置の実施状況を確認しました。

なお、平成12年度の発令回数は予報30回、注意報23回でした。

浮遊粒子状物質対策

浮遊粒子状物質総合対策の検討

浮遊粒子状物質（SPM）に関する総合的な対策を検討するための基礎資料を得るため、二次生成粒子の原因物質の一つと考えられている炭化水素について、貯蔵、出荷、給油、クリーニング施設からの排出実態に関する調査を行いました。

工場・事業場の規制・指導

浮遊粒子状物質濃度に関連するばいじんや粉じん及び二次生成粒子の原因物質と考えられているガス状の大気汚染物質の排出を抑制するため、工場・事業場に対して、大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく届出の審査や立入検査等により、規制基準の遵守徹底等の指導を行いました。

硫黄酸化物対策

工場・事業場の規制・指導

硫黄酸化物の排出量を抑制するため、工場・事業場に対し、大気汚染防止法に基づく届出の審査や立入検査等により、排出基準及び総量規制基準の遵守徹底並びに使用燃料の低硫黄化の指導等を行うとともに、燃料検体を採取し、燃料中硫黄分の確認を行いました。

エネルギー面の対策

クリーンエネルギー化の促進

窒素酸化物や硫黄酸化物の排出規制・指導等に併せて、大気環境の改善効果が期待できる燃料の良質化（都市ガス、灯油等への転換）について指導・啓発を行いました。

省エネルギー化の促進

窒素酸化物や硫黄酸化物の排出規制・指導等に併せて、大気汚染物質の排出抑制につながる省エネルギーについて指導・啓発を行いました。

省資源・省エネルギー型のライフスタイルの提案や府民に省資源・省エネルギーを呼びかけるため、啓発リーフレット・クリアホルダーを作成しました。

エネルギーの有効活用の促進

「地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱」に基づき、未利用エネルギーの有効活用も含め、地域冷暖房システムの適正な導入について指導しました。

悪臭対策

悪臭物質の排出抑制

悪臭防止法の適正かつ円滑な施行を図るため、市町村に対し、悪臭の測定方法、排出防止技術等に関し指導・助言等技術的支援を行いました。

屋外燃焼行為の規制

ゴム、皮革、ピッチ、合成樹脂等、燃焼に伴い著しくばい煙等を発生する物質を屋外において多量に燃焼させる屋外燃焼行為については生活環境保全条例で規制しています。平成12年度は、屋外燃焼行為に係

る苦情件数が953件あり、市町村と協力し、その指導及び解決にあたりました。

普及啓発活動の推進

季節大気汚染対策の推進

窒素酸化物による大気汚染防止のため、二酸化窒素濃度が高くなる冬季を中心に、事業者及び府民に対し、ボイラー等の燃焼管理の徹底、良質燃料の使用、暖房温度の適正化、業務用自動車の使用合理化、マイカー使用の自粛等に関する指導及び啓発を行いました。また、大気汚染防止推進月間である12月に広報活動を実施するなどにより、上記の指導・啓発の強化を図りました。

第2 環境監視

発生源監視

発生源テレメータシステムの運用

窒素酸化物に係る総量規制基準等の遵守徹底を図るため、大規模発生源工場を対象に、大気汚染発生源常時監視システム（25工場・事業場に設置）を運用しており、平成13年3月末現在、窒素酸化物総量規制対象工場（大阪市・堺市を除く）からの排出総量の約85%を把握しています。

発生源測定、立入検査等

大気汚染物質の排出を抑制するため、工場・事業場に対し、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び生活環境保全条例に基づく届出の審査、立入検査及び発生源測定を行い、各種規制基準の遵守状況の監視及び大気汚染対策の進行状況の確認等を行いました。平成12年度の大気汚染防止法に基づく届出件数は1,047件、ダイオキシン類対策特別措置法（大気関係）に基づく届出件数304件、生活環境保全条例に基づく届出件数は1,070件、立入件数は延べ4,088工場・事業場、採取試料数は366件でした。

関西電力（株）の発電所については、公害等防止協定に基づき、平成12年度の公害等防止計画書の提出を受け、毎月、各発電所の窒素酸化物や硫黄酸化物の排出量及びばいじんの排出濃度等の報告を受けるとともに、大気汚染発生源常時監視システム及び立入検査等により協定値の遵守状況の確認を行いました。

各種実態調査

工場・事業場からの窒素酸化物や硫黄酸化物等の排出実態を継続的に把握するため、燃料原料使用状況調査及び窒素酸化物排出状況調査を実施しました。

環境監視

大気汚染常時監視

府内の大気汚染状況を常時監視により把握し、環境保全目標の適合状況の把握や環境保全対策の基礎資料となる各種解析等を行いました。

また、関西国際空港周辺地域の大気質の状況を把握するため、泉州地域の常時監視データの解析を実施しました。

光化学スモッグ緊急時措置

「オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施要領」に基づき、光化学スモッグ注意報等の発令を行うとともに、通報装置等により、当該発令内容を報道機関や市町村等を通じて府民や関係機関に迅速に

周知しました。また、光化学スモッグ対策に係る警報受信装置14台を更新しました。

定期的環境モニタリング

環境保全目標が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含む19の有害大気汚染物質について、府内4地点においてモニタリングを実施し、各種物質による大気汚染状況を把握しました。

浮遊粉じんによる経年的な大気汚染状況を把握するため、府内12地点においてハイポリウム・エア・サンプラー等を設置し、浮遊粉じんを採取し、その総量及び金属成分に関する調査を実施しました。

また、大気環境中のアスベスト濃度を把握するため、四條畷市、泉佐野市において調査を実施しました。